

『医療費通知について』に係る個人情報の利用にあたっての同意について

個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）では、個人情報の目的外利用や第三者に提供する場合は、本人の同意を得ることとされています。

沖縄県市町村職員共済組合では、標記の『医療費通知について』を世帯ごとにまとめて当該通知書を作成し、年 1 回、共済組合担当者を通じて組合員の皆様宛てに配布（送付）することとしておりますが、これにつきましては組合員ご本人様またはご家族の方から特段のお申し出が無い場合は、「同意（黙示）」をいただいているものとして世帯ごとにまとめて配布（送付）させていただきますので、何卒、ご了承くださいませようお願い申し上げます。

なお、同意されない方、あるいは、ご相談を希望される方につきましては、沖縄県市町村職員共済組合保健課までお申し出くださるよう重ねてお願いいたします。

この『医療費通知について』とは、沖縄県市町村職員共済組合の組合員及び被扶養の方が受けられた医療について、受診した医療機関名、医療費の額などをお知らせする通知書となります。

事 務 連 絡
令和 6 年 1 月 1 6 日

医療費通知について

日頃より、共済組合の事業運営にご理解、ご協力いただき誠にありがとうございます。

標記の件につきまして、組合員及び被扶養者の皆様に治療等にかかった医療費について確認していただき、短期給付事業の健全な運営を図るために、医療費通知書を発行しております。医療費通知書は医療費控除の申告手続で医療費の明細書として使用することができます。

つきましては、医療費控除の申告手続に活用していただくとともに、組合員及び被扶養者の方々が受診された医療費の額をご確認いただき、医療機関より発行された領収書等と、通知書に記載されている内容（診療日数、自己負担額及び共済組合からの給付金等）について出来るだけ照合していただくために発行いたします。

本通知書は、医療費の請求・支払スケジュールの都合から、下記の対象期間となります。

対象期間：令和 4 年 1 0 月～令和 5 年 9 月診療分

- 医療費控除の対象となる支出で、本医療費通知書に記載されていないものがある場合には、別途領収書に基づいて「医療費控除の明細書」を作成し、その明細書を申告書に添付していただく必要があります。
- 医療費通知のみで確定申告を行うには、次回の令和 7 年 1 月発行まで待ついただく事になります。
- デジタル庁のマイナポータルでも医療保険の医療費通知情報を確認・取得することができます。（本組合から支給される附加金の金額等は反映されないため、本組合から発行している医療費通知書に記載されている内容と相違する場合があります。）
- 退職された短期組合員への個別送付は行っておりません。送付のご希望がありましたら対応いたしますので、その際は共済組合までご連絡ください。
- 医療費控除の申告に関することは、税務署にお問い合わせください。

沖縄県市町村職員共済組合 保健課

TEL 098-867-0783